

別 紙

答申第91号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての原決定において、部分公開決定した対象公文書以外の公文書は不存在とした判断は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成21年12月1日に島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
（以下「本件法人」という。）からの報告に基づいて、特別管理産業廃棄物を焼却炉3号炉で違法に処理したことを調査した公文書（平成15年3月27日～平成16年3月31日までの間に作成された公文書、クリーニング廃液関係の公文書を除く）の公開を請求する。
- (3) この請求に対して、実施機関は本件対象公文書を特定し、同年12月25日付けで部分公開決定を行った。
 - ア 公開しない部分：個人の氏名
 - イ 公開しない理由
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又識別され得るため。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件対象公文書の部分公開決定を不服として、平成22年1月14日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年3月9日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立の趣旨
本件部分公開文書以外に対象公文書が存在するはずであり、その公開を求める。
- (2) 異議申立の理由
異議申立人の異議申立書及び意見書並びに意見陳述を要約すると、次のとおりとなる。
 - ア 部分公開決定文書の非公開部分については争わない。部分公開決定文書以外に存在するはずの公文書の公開を求める。
 - イ 人の健康を害するおそれがあると指定された特別管理産業廃棄物を違法処理するという重大事案であるのに、クリーニング廃液に限定した調査をするのは不自然であり、クリーニング廃液以外を調査した公文書があるはずである。
 - ウ 島根県は本件法人のクリーニング廃液に係る自主報告が虚偽であると知り得たはずである。その自主報告が虚偽であり、故意に特別管理産業廃棄物の違法処理を行ったのであれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137

号。以下「廃掃法」という。)第7条第5項第4号トのおそれ条項(以下「おそれ条項」という。)に該当し、許可取消に相当するか法的に検討する義務があるが、それらを検討した文書がない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 部分公開決定した文書以外に公文書は存在しない。
- (2) クリーニング店から排出されるクリーニング廃液の処理について、廃掃法に抵触するおそれがあり、立入検査を行い事実確認をした事案であるため、クリーニング廃液部分を重点的に調査することは不自然ではない。
- (3) 廃掃法において「おそれ条項」とは、「その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定されている。
当時の環境省通知では、このおそれ条項の該当事由について、過去において繰り返し許可の取消処分を受けている者、関係法令違反により公訴を提起され又逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者、関係法令に係る違反を繰り返し、行政庁の指導等が累積している者等と例示されている。当時の本件法人はこれらの事由に該当せず、業務に関して不正・不誠実な行為をすることが、相当程度の蓋然性をもって予想される者に当たらず、客観的事実に基づき必要な行政処分を行ったと思料される。
- (4) 異議申立人のおそれ条項の適用についての主張は、被処分対象者に対する恣意的な意図が排除できず、同規定が社会的信用の面から業務運営が期待できないことが明らかな者を排除するために設けられており、おそれ条項の適用については相当程度の蓋然性が必要である。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書

実施機関は平成15年に本件法人に対し廃掃法に基づき業務の全部停止処分を行った。本件対象公文書は、この行政処分に関して、実施機関が平成15年3月27日から平成16年3月31日までの期間に作成した特別管理産業廃棄物の焼却に関する調査書である。

(3) 審査の対象について

異議申立人は「部分公開決定文書の非公開部分については争わない。部分公開決

定文書以外に存在するはずの公文書の公開を求める。」と主張しているため、部分公開決定文書は審査の対象外とし、部分公開決定文書以外の公文書の存否を審査の対象とする。

(4) 本件対象公文書の不存在について

ア クリーニング廃液以外の調査に関する公文書について

クリーニング廃液以外の調査書の存否について、異議申立人は3の(2)のイのとおり「クリーニング廃液以外を調査した公文書があるはず。」との旨の主張をしている。

これに対し実施機関は4の(2)のとおり「クリーニング廃液部分を重点的に調査することは不自然ではない。」との旨の主張をしている。

前述のとおり双方の主張は、当該行政処分に係る廃掃法に基づく立入検査の検査範囲が適正であったのか否かといった部分が争点となり、当該公文書の存否について主張が対立している。

イ おそれ条項の適用可否を検討した公文書について

おそれ条項の適用可否を検討した公文書の存否について、異議申立人は3の(2)のウのとおり「おそれ条項に該当し、許可取消を検討した文書があるはず。」との趣旨の主張をしている。

これに対し実施機関は4の(3)のとおり「本件法人は、おそれ条項には該当せず、必要な行政処分を行ったと思料される。」との旨の主張をしている。

前述のとおり双方の主張は、当該行政処分に係る違法処理事案について、廃掃法に規定される「おそれ条項」を適用しなかったことの可否が争点となり、当該公文書の存否について主張が対立している。

ウ 前述のア及びイに関する双方の主張の争点は、いずれも、当該行政処分について、廃掃法に規定された行政の権限行使に関わる判断の当否に関する内容であり、条例を根拠として判断を行う当審査会で判断できる内容のものではない。

条例に基づく情報公開制度は、実施機関が現に管理している公文書を対象とするものであって、公開請求があった場合に、これに応ずるためにその対象となる公文書を作成、又は取得する義務を、改めて実施機関に課す制度ではない。

したがって、当審査会として、判断し得るのは、当該公文書の存否及び存在する場合の公開・非公開の当否に係る判断である。

そこで、ア及びイに関する公文書の存否について確認するため、実施機関に現在、管理・保存している当該行政処分に関する全ての公文書の提出を求め、当審査会で見分した。

その結果、提出された公文書には、立入検査復命書、弁明書、行政処分の起案文書、報道発表資料、再発防止対策に関する文書等の当該行政処分に関する一連の公文書の存在は確認されたが、ア及びイに関する公文書及び部分公開決定文書以外の公文書の存在は認められず、「部分公開決定文書以外の公文書は存在しない」という実施機関の主張に不合理な点は認められなかった。

(5) 以上から、冒頭「審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

条例に基づく情報公開制度は、実施機関が管理している公文書の公開を求める権利を県民等に認めるものであり、県民等の請求に応じて、公文書を公開することにより、

県が行う諸活動の状況を説明し、県政に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。この県民等の公開を求める権利が十分に機能するためには、実施機関は請求者の目的等に関わらず、公開請求を受け入れ対応しなければならない。

実施機関は、非公開理由説明書の中で「異議申立人の主張は、被処分対象者への恣意的な意図が排除できず、おそれ条項の適用については相当程度の蓋然性が必要である。」と説明している。

しかし、本件は県民である異議申立人が公開を求める権利に基づき公開請求を行い異議申立を行ったものであり、この「異議申立人に恣意的な意図が排除できない」という説明は、異議申立人の心情・感情等を理由に敵視している姿勢と取られても仕方がなく、県民等に認められた公開を求める権利という観点から妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

実施機関には、条例で県民等に情報公開を求める権利が認められている趣旨・目的を踏まえて、その運用に当たられることを期待したい。

(諮問第 1 0 8 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 2 2 年 3 月 9 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 2 年 8 月 1 2 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 2 年 1 1 月 1 5 日	異議申立人の意見書を受理
平成 2 3 年 5 月 2 6 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 3 年 6 月 2 3 日 (審査会第 2 回目)	異議申立人の意見陳述
平成 2 3 年 7 月 2 1 日 (審査会第 3 回目)	実施機関の意見陳述
平成 2 3 年 8 月 2 5 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 3 年 9 月 1 5 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 2 3 年 1 1 月 1 0 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 2 4 年 1 月 2 4 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	